

町有財産（土地・建物）管理事務について

1. 芽室町町有財産利活用等基本方針

令和3年9月に芽室町町有財産利活用等基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。基本方針は、町の保有する公有財産のうち全ての土地と建物を対象とし、町有財産の適正な管理と公平公正で透明性の高い利活用等により財政健全化に資することを目的としています。

基本方針において、利活用等の基本的な考えを以下のとおり位置づけしています。

- (1) 公用及び公共用並びに公共性の高い事業での利用を優先する。
- (2) 積極的な情報公開
- (3) 保有する必要性の低い財産は原則処分する。
- (4) 町としての利活用可能性のある財産は貸付等を実施する。

(1)に該当しない公有財産の利活用について、(2)による情報公開を行い民間需要や提案を受け入れる態勢を整え、利活用の推進を図ります。その上で、(3)により原則売却等による処分する考えです。ただし、以下に該当する場合は地域との協議を経て方針を定めることとしています。

- 当該財産が旧保育所、学校など又はその敷地であり当該所在地域の活動の中心として活用されていたもの
- 土地についてはその敷地面積が市街化区域にあっては1,000㎡以上、その他の区域にあっては3,000㎡以上のもの

* R4.3.31 現在、未利用（随時貸付対象物含む）普通財産のうち土地にあっては山林を除く上記に該当するもの、建物にあっては、旧保育所等が含まれる 200 ㎡以上のものについては次ページのとおりです。

2. 貸付状況（R3年度 都市経営係）

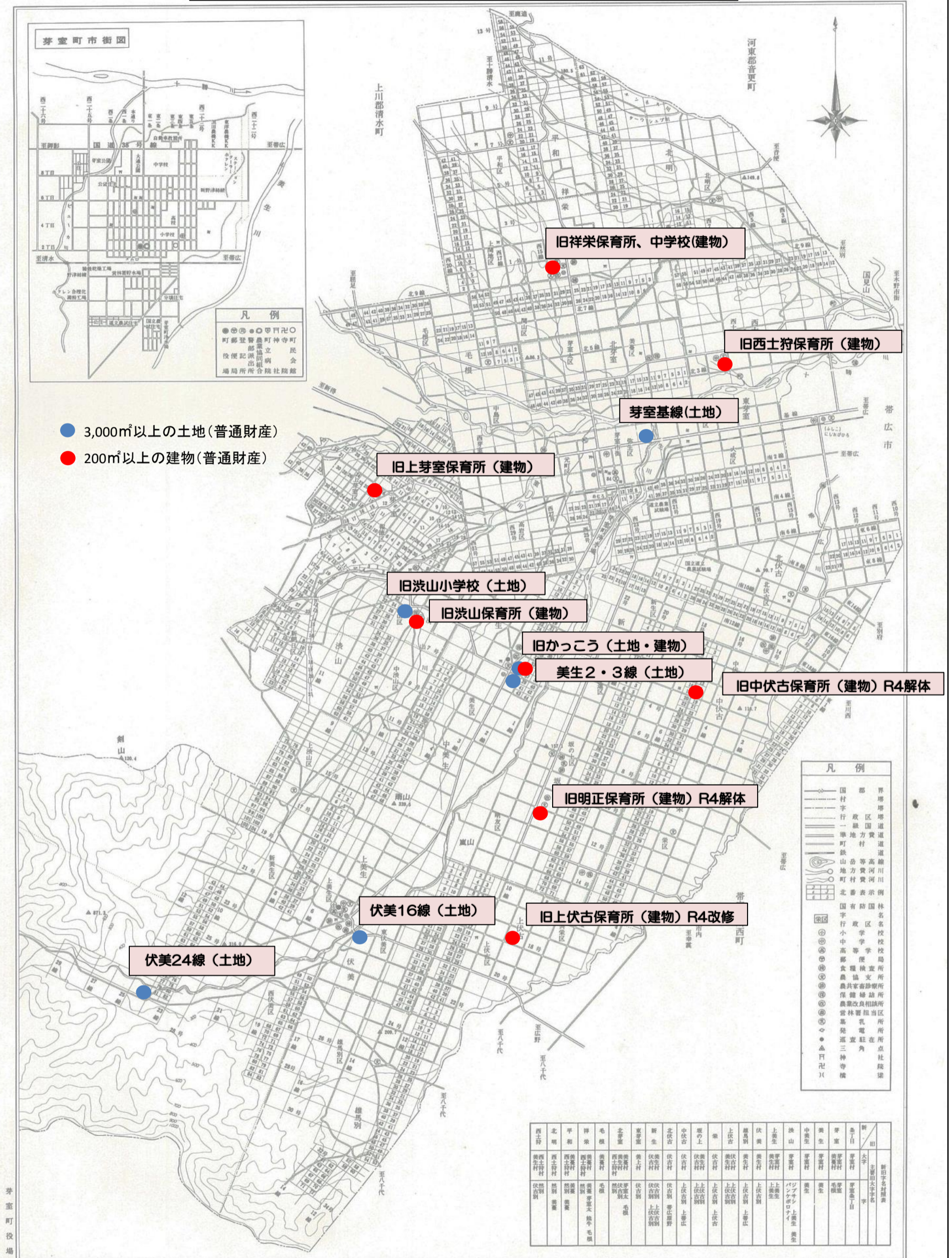
区分	件数	対象者	備考
行政財産（土地）	19件	公共・公益団体、電気通信・自動販売機設置事業者等	行政財産の一部使用
普通財産継続（土地）	19件	公共・公益団体、電気通信事業者等	毎年度更新手続きをしているもの
普通財産随時（土地）	18件	法人等	現場事務所等
普通財産継続（建物）	6件	団体等	旧行政財産の貸付
普通財産（町有住宅）	11件	個人	
計	73件		

3. 本事務事業の取り組み

基本方針の今後の課題に位置づけしている5つの課題を位置づけしています。1（1）～（4）を進めるためにも1つ目の課題である行政財産と普通財産の区分の整理を進めています。

芽室町公有財産(土地・建物)位置図

《令和4年3月31日現在》



株式会社 道楽地図出版社 旭川市1条通20丁目左3号 ☎ 31-4759

1:100,000